

# コンセッション事業者が指定管理者を兼ねる 場合における地方自治法の特例

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 平成30年8月1日施行)

## 特例措置前

○公共施設等運営権(いわゆるコンセッション)は、利用料金の徴収を行う公共施設等の運営等権利を民間事業者に設定し、効果的なインフラ整備・運営を可能とするものだが、公の施設利用に係る処分の権限(使用許可権限)は含まれない。

○コンセッション事業者が、公の施設を特定の第三者に利用させる際、指定管理者制度の併用が必要となるが、利用料金等において両者の手続きに差が生じることから、コンセッション事業者の裁量が狭まる可能性がある。

◆コンセッション事業者の裁量が狭まる例

公共施設等運営権制度のみ                      指定管理者制度を併用

・公共施設等の料金の設定                      施設等の管理者に届出                      ⇒                      地方公共団体の承認が必要

・運営権の移転にかかる議会承認                      不要(但し条例に特別の定めがある場合に限る)                      ⇒                      新規指定の議決が必要

## ニーズ

○公的負担の抑制に資するPPP/PFIは、良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、更なる推進が必要。そのためにも、国による支援機能を強化するとともに、国際会議場施設等の公共施設等運営事業(コンセッション事業)の実施の円滑化となる制度面での改善措置が必要とされている。

## 特例措置

○利用料金が条例で定める料金の範囲内であるなど一定の要件を満たした場合、地方公共団体の長への届出制とすることが可能に。

○地方公共団体が議会の議決を不要とする旨や指定管理者が行う管理の基準などについて条例で特別な定めを定めた場合、指定管理者の指定について議会の議決に代えて事後報告とすることが可能に。

## 効果

- 国際会議場施設、音楽ホール等の文教施設などにおけるコンセッション事業の円滑かつ効率的な実施。
- 今後のコンセッション事業の活用拡大。